

長野県多文化共生相談センター（仮称）サイト作成業務 業務委託仕様書（案）

本仕様書は、「長野県多文化共生相談センター（仮称）サイト」作成業務及び保守・運用管理を受託する者が行う業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 委託事業名

長野県多文化共生相談センター（仮称）サイト作成業務

2 目的

本年4月から施行された改正入管法により、増加が見込まれる県内に在住する外国人の受入環境整備は、本県が推進する多文化共生社会の実現に急務である。

「長野県多文化共生相談センター（仮称）サイト」（以下、「サイト」という。）の作成は、県内に在住する外国人及び外国人を雇用する事業者等（以下、「外国人等」という。）が必要とする情報や相談場所に迅速に到達できるよう、情報を一元化して発信することを目的として実施するものである。

3 秘密保持

- (1) 個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の処理上知りえた秘密を他に一切漏らしてはならない。
- (3) 受託者は成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、または譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

4 委託期間

委託期間は契約締結日から、令和2年3月31日までとする。

なお、成果品については、令和元年9月30日を納品期限とする。委託者は、成果品の提出があったときは、受託者の立ち合いの上でその内容確認を行い、支障ない場合には、その引き渡しを受けることとする。

また、令和元年10月1日から令和2年3月31日までは、サイトの保守・運用管理を行うものとする。

5 変更の対象

変更契約については、双方の協議により決定されるものとするが、主な変更の対象となるものは次のとおりである。

- (1) 大規模な変更
- (2) その他、重要な変更と認められるもの

6 疑義

- (1) 本仕様書に記載なき事項、事業内容の変更等、疑義が生じた場合は委託者と受託者が協議して定める。
- (2) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。

7 基本方針

委託する事業の内容は次のとおりとする。なお、ポータルサイトを作成・公開する CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）による開発業務を基本とする。CMS は市販のソフトウェア、独自に開発されたもの（オープンソース CMS のカスタマイズ等含む）のいずれも使用可能とする。ただし、地方公共団体のサイト構築に使用実績があるものとし、セキュリティ、操作性及び保守性を十分有すること。

また、業務上必要となる機材、サーバ、システムソフト等については、受託者が用意し準備する。

なお、次の内容に記載のない機能については、委託者と受託者で協議し、決定する。

(1) サイトの作成

ア トップページの作成及びデザインについて

- ① 外国人等が生活に関わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合に、適切な情報や相談場所へ迅速に到達することができるサイト設計
- ② 長野県多文化共生相談センター（仮称）（以下、「センター」という。）の連絡先に容易にアクセスできるサイト設計
- ③ トップページは洗練され、かつ利用者が必要な情報を見つけやすいデザインとする。
- ④ サイト内の検索機能をつける。
- ⑤ スマートフォンやタブレット向けにパソコン用サイト内の表示を最適化できるようにする（レスポンシブデザイン）。
- ⑥ トップページロゴ及びバナーを作成し、委託者に提供する。
- ⑦ トップページに下記ウ～ケの Web ページの入口をわかり易く表示する。

イ トップページ最新情報掲載について

- ① センター及び市町村等が多文化共生を実現するためのイベントや情報をブログ形式で書き込み、掲載できるようにする。
- ② 掲載されたブログから、当該情報が掲載されている入力者の web ページへリンク設定ができるようにする。
- ③ 最新情報入力フォームの入力には、ID 及びパスワードを必要とし、随時管理者が変更できるようにする。
- ④ 情報の掲載には、管理者の承認を必要とする。

ウ イベント情報掲載ページについて

- ① イベント専用ページを設け、センター及び市町村等が情報を掲載できるようにする。
- ② イベントをカレンダー形式で掲載できるようにし、検索機能により目的に合ったイベントを探しやすくする。
- ③ 掲載情報から、当該情報が掲載されている入力者のwebページへリンク設定ができるようにする。
- ④ イベントの開催場所は、長野県内10地区を単位に検索できるようにし、長野県に土地勘のない人でも、所在地を容易に把握でき、検索しやすいよう工夫する。
- ⑤ 上記「イ③～④」の内容と同様とする。

エ 市町村外国人住民相談窓口、日本語教室、国際交流団体・地域コミュニティの掲載ページについて

- ① 市町村で設置している外国人住民相談窓口、日本語教室及び国際交流団体・地域コミュニティを掲載するページを設ける。
- ② 長野県内10地区を単位に検索できるようにし、長野県に土地勘のない人でも、所在地を容易に把握でき、検索しやすいよう工夫する。
- ③ それぞれの情報は、各地区の市町村名を50音順で表示できるようにする。
- ④ 掲載情報から、当該情報が掲載されている入力者のwebページへリンク設定ができるようにする。
- ⑤ 掲載内容は、管理者が随時変更できることとする。
- ⑥ 窓口情報の入力には、WordやExcelを入力する感覚でできることとし、職員が行っても入力にかかる時間が必要最低限となるような操作性を考慮する。

オ 医療情報の掲載ページについて

- ① 長野県で運用している「ながの医療情報NET」へのリンクを掲載する。
- ② 長野県で作成した問診票にアクセスできるようにする。
- ③ 管理者は、他の団体が作成した役立つ情報へリンクできるように随時変更できるようにする。

カ 生活ガイドブックの掲載ページについて

- ① 県で制作した生活ガイドブックを掲載する。
- ② 国や市町村等で制作した生活ガイドブックで、希望するものを掲載できるようにする。

キ 防災・災害情報掲載ページについて

- ① 防災に関する役立つ情報を掲載できるようにする。

- ② 災害時、外国人に向けた情報を掲載できるようにする。なお、この場合には、トップページからのアクセスがより容易になるようなサイト設計とする。
- ③ 情報の入力、WordやExcelを入力する感覚でできることとし、職員が行っても入力にかかる時間が必要最低限となるような操作性を考慮する。また、写真の挿入も容易にできるサイト設計とする。

ク 活躍している外国人の紹介ページについて

- ① 県内で活躍している外国人の情報を掲載する。
- ② 上記「キ③」の内容と同様とする。

ケ よくある質問（FAQ）

- ① 外国人に関する相談対応でよくある質問を掲載する。
- ② 上記「キ③」の内容と同様とする。

コ 管理者ページについて

- ① 管理者ページは県のみが使用できるものとする。
- ② 管理者ページでは次のことができるものとする。
 - ・サイト内の情報更新
 - ・上記投稿ページ「イ及びウ」のID およびパスワードの設定・変更
 - ・上記イ及びウの入力内容の編集及び掲載承認
- ③ 閲覧者の傾向を把握し、多文化共生施策を立てるデータとするための多角的なアクセス、解析ができること。

サ 各種通知機能について

イの「トップページの最新情報掲載」及びウの「イベント情報掲載ページ」の更新があった場合、管理者あてに通知が来るよう設定できるようにする。

シ その他掲載情報について

- ① ツイッターやFacebook 等のSNS と連携できるようにする。
- ② スマートフォンからのアクセスをメインに考えたレスポンス（マルチデバイス）対応
- ③ その他、必要と認められる情報を掲載する。

ス システムについて

- ① Webサイトのドメインを取得し、委託者に提供する。
- ② ウィルス対策を完備したレンタルサーバーを調達し、委託者に提供する。
なお、レンタルサーバーの設置場所は国内のセキュアな場所とする。

- ③ システムのセキュリティ対策については、最新の情報を元に万全な対策を実施すること。使用するソフトウェアで脆弱性が発見された場合は、直ちに対応すること。
- ④ 日本国内で通常利用されているブラウザおよびOS 等で支障なく利用できること。また、利用者が閲覧するために特別なソフトは必要としないシステムとする。
- ⑤ 利用者の通信速度に配慮し、表示にあたっては利用者が不快にならないようにする。
- ⑥ 納品後は、職員でも各ページの掲載情報の更新や追加が容易にできるようにすること。（業者に委託する必要がないもの。）
- ⑦ WordやExcelを扱う感覚で職員だれもが入力できるような操作性を考慮する。
- ⑧ 24時間の連続稼働に対応し、常時システム異常の把握を行うこと。
- ⑨ 障害発生時にただちに対応を行うこと。
- ⑩ 更新者と管理者のパスワードを準備すること。
- ⑪ 全てのページをSSL化すること。
- ⑫ 納品後から令和2年3月31日までの保守・運用経費は、予め委託料の中に見込むものとする。

(2) その他要件・留意事項

- ア 更新作業は、長野県の行政事務パソコンから仮想デスクトップ方式にて、インターネットを経由の上、Web上で処理できるものとする。
- イ CMS等により、専門知識を要さず、レイアウトが崩れることなく容易に更新作業を行える環境を構築すること。
- ウ アクセシビリティに配慮された設計仕様であること。（JIS X8341-3 に準拠）
- エ SEO（サーチエンジン最適化）対策を講じること。
- オ 画面印刷に配慮すること。
- カ 他者の知的財産権を侵害しないよう配慮すること。
- キ 作成にあたって、階層図案とサイトマップ案を提出し、適宜委託者と情報共有すること。
- ク 次年度以降の保守・運営経費（サーバーレンタル料等）が必要最低限になるよう配慮すること。
- ケ 管理者より操作説明等を求められた場合は、誠実に応じること。

8 成果品

- (1) 本業務で制作したシステム一式
- (2) ウェブサイトシステム（データベースシステム含む）の仕様情報について、CD-ROM等の磁気媒体によるデータで納品すること。
- (3) 作業マニュアル 管理者用及び入力者用
それぞれ紙で2部及び当該データを保存した電子媒体（CD-R）1部

(4) 納品期限 令和元年9月30日

9 成果品の提出先 (8(1)を除く)

(1) ウェブサイト(データおよびシステム一式)は公開サーバーへの格納により納品すること。

(2) 8(2)及び(3)については以下に提出する

〒380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁1階 長野県県民文化部国際課

10 その他

(1) 本業務により制作されるコンテンツ、システム等の著作権は長野県に帰属することとし、長野県はそのシステムの加工及び2次利用をできることとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等(以下「権利留保物」という。)については、受託者に留保するものとし、この場合、長野県は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。納入される成果物に第三者が権利を有する著作権等が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

(2) サイトの正式名称は、県において契約時まで決定するため、対応することとする。

(3) サイトは以下に示す15言語以上で表示できることを必須とし、翻訳については自動翻訳を想定しており、その方法については提案を受けることとする。

(中国語、ポルトガル語、タガログ語、韓国語、ベトナム語、タイ語、英語、インドネシア語、スペイン語、ネパール語、マレー語、ミャンマー語、フランス語、クメール語、ドイツ語)

(4) 企画提案書の作成に当たっては、本仕様書に基づいて作成すること。ただし、この仕様書に関し、より良い提案があれば、積極的に提案することを拒まない。